

平成 2 3 年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（廃止 縮減 ）

No	1	府省庁名 農林水産省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他()		
見直し 項目名	特定農業法人が取得する農用区域内にある遊休農地に係る特例措置の廃止		
見直し 内容 (概要)	<p>本措置は、特定農業法人が農地法第 3 5 条に規定する協議又は同法第 3 6 条に規定する調停により農用区域内の遊休農地を取得した場合に、不動産取得税の課税標準の算定において、当該農地の価格の 3 分の 1 に相当する額を価格から控除するものであり、適用期限の 2 年延長を要望していたものであるが、見直しによって、要望を行わないこととした。</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法附則第 1 1 条第 1 7 項 〕		
増収 見込額	+3.6 (3.6) (単位 : 百万円)		
廃止 又は 縮減の 理由	<p>本措置は、特定農業法人による農地の取得費用を軽減することで、特定農業法人への農地の円滑な集積及び耕作放棄地の解消を促すものであるが、平成 1 7 年度（創設年度）から平成 2 1 年度までの 5 年間で適用実績がないことや、減収見込額も少額であることから、政策手段としての合理性、有効性、相当性の観点から廃止することとする。</p>		
ページ		1 1	